

平成28年4月から入院された時の食事代負担が変わります

平成28年4月から、住民税課税世帯に属する被保険者の人は入院された時の食事代(食事療養標準負担額)が引き上げられます。なお、住民税非課税世帯に属する被保険者の人の食事代に変更はありません。

区 分		食事療養標準負担額	
		平成28年3月まで	平成28年4月以降
住民税課税世帯		1食260円	1食360円 ※1
住民税非課税世帯 ※2	過去1年間の入院期間が90日以下	1食210円	変更はありません
	過去1年間の入院期間が91日以上 ※3	1食160円	
	所得額が0円となる世帯に属する70歳以上の人	1食100円	

- ※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者に該当される人の食事療養標準負担額は260円のまま据置きとなります。
- ※2 住民税非課税世帯に該当される人が食事療養標準負担額の減額適用を受ける場合は、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を行っていただく必要があります。
- ※3 「過去1年間の入院期間が91日以上」に該当される人が食事療養標準負担額の減額適用を受ける場合は、長期該当の申請を行っていただく必要があります。



ジェネリック医薬品を使いましょう！

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に作られる医薬品です。開発費などのコストがかかっていないため、新薬とほぼ同等の効果でありながら価格が安いというメリットがあります。医療費負担の節減につながりますので、積極的にご活用ください。

なお、ジェネリック医薬品に切り替えられる際は、必ず医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品の希望を医療機関や薬局で提示できるジェネリック医薬品希望カードまたはシールを配布いたしますので、ご希望の人は健康保険課(⑥窓口)にお越しください。

